

座長集約

新潟県立中央病院 大坂 暁胤

我々放射線を取扱う者は、診断領域及び放射線治療領域のそれぞれにおいて法を順守し、公共の安全を確保する義務がある。今回の教育講演では、放射線治療領域に関係する放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、RI規制法）施行規則の一部改正に焦点を置き、要望演題として、「RI規制法施行規則の一部改正への対応－放射線治療あすなろ会がまとめた補助資料より－」という内容で新潟市民病院の金子満先生にご講演いただいた。

ここで、まずは、放射線治療あすなろ会という会が行う活動の一部をご紹介します。今回のご講演に関する内容は東北及び新潟県の放射線治療担当技術者が主となり運営している放射線治療あすなろ会の部会組織である安全管理部会メンバーが日々の業務とは別に長い月日をかけて練り直しながら作成した内容が主となっている。この部会活動は、RI規制法に関連する各種通知や法改正に関する情報を周知し、その法律の条文や通知の意図を読み解くためにどのようなアプローチで説明すべきかを部会員同士で検討し、最終的に規制法に関する専門的な知見を有している顧問の先生に添削いただくことでホームページでの公開を行っている。また、これらの「通知を読み解く資料の提供」という活動はこれを主としているわけではなく、

各県から選出された部会員自らが部会内にて顧問を交えて資料作成とともに自身も学ぶことを主目的としており、これにより、あすなろ会が関与する各県ではRI規制法に関する意識を根付かせることにつながると考えられる。

ご講演の中で、主として説明いただいた「放射線測定信頼性確保の義務化」に関しては、RI規制法に関係する全施設が対象となることであり、令和2年の交付から、3年の準備期間を経て今年の10月1日に施行される。この準備期間というのは、規制側が準備することではなく、我々各事業所（病院）が準備する期間であり、この間に各病院は自施設の状況を確認し、必要に応じて予算申請を行い、最終的に予防規程を改定して届け出ることになる。この度、金子先生から施行日の周知とともに、この予防規程をどのように作り変えるのかということ、現場における一例を交えて詳細にお話いただいた。RI規制法に関係するご施設の皆様においては、令和5年度の東北支部学術セミナーを機に、今一度、放射線治療あすなろ会安全管理部会のホームページ（Fig.1）をご確認いただき、関係省庁の通知等と見比べて、自施設の準備が整っているかどうかをご確認いただきたい。

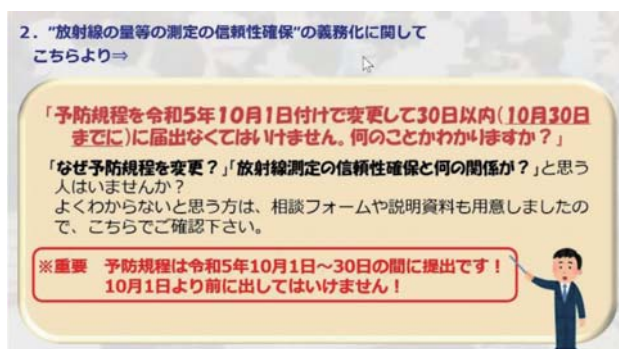


Fig.1 放射線治療あすなろ会ホームページ内、安全管理部会のページより（左）問題点の問い合わせ（右）参考資料の提示（放射線治療あすなろ会 HP <https://rad-asunaro.jimdofree.com/>）